

【正】

閲覧Ⅰ 医科診療 第33表 医科診療(協会けんぽ) 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数, 診療行為(細分類)、入院-入院外、病院-診療所別

	固定点数	回数
診断郡分類による包括評価計		
：		
10対1入院基本料転換加算 一般病棟7対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)(包括・その他の病院)	220*	
10対1入院基本料転換加算 一般病棟7対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)(包括・その他の病院)	181*	
補正点数(+) 補正点数(-)		
療養担当手当等計		
療養担当手当(入院)	10	
療養担当手当(入院外)	7	
治験分控除後包括点数		*
公害補償法控除後包括点数		*
他医療機関受診費		*
歯科診療費		*
包括点数の治験減点分		*
包括点数の公害補償法減点分		*
補正点数(+) 補正点数(-)		
療養担当手当等		
合算薬剤料		
合算薬剤料 △分		
入院時食事・生活療養金額(別掲:円)		
入院時食事療養金額小計		
入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)流動食のみ以外の食事療養を行う場合	640	
入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)流動食のみを提供する場合	575	
入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)特別食加算	76*	
入院時食事療養(Ⅰ)(1日につき)食堂加算	50*	
入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき)流動食のみ以外の食事療養を行う場合	506	
入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき)流動食のみを提供する場合	455	
入院時生活療養金額小計		
入院時生活療養(Ⅰ)食事療養(1食につき)流動食のみ以外の食事の提供たる療養を行う場合	554	
入院時生活療養(Ⅰ)食事療養(1食につき)流動食のみを提供する場合	500	
入院時生活療養(Ⅰ)(1日につき)環境療養	398	
入院時生活療養(Ⅰ)(1食につき)特別食加算	76*	
入院時生活療養(Ⅰ)(1日につき)食堂加算	50*	
入院時生活療養(Ⅱ)(1食につき)食事療養	420	
入院時生活療養(Ⅱ)(1日につき)環境療養	398	
補正金額(+) 補正金額(-)		
入院時食事・生活療養金額		
補正点数(+) 補正点数(-)		
請求点数と決定点数の差		

【誤】

閲覧Ⅰ 医科診療 第33表 医科診療(協会けんぽ) 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数, 診療行為(細分類)、入院-入院外、病院-診療所別

	固定点数	回数
診断郡分類による包括評価計		
：		
10対1入院基本料転換加算 一般病棟7対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)(包括・その他の病院)		
10対1入院基本料転換加算 一般病棟7対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)(包括・その他の病院)		
補正点数(+) 補正点数(-)		
療養担当手当等計		
療養担当手当(入院)		
療養担当手当(入院外)		
治験分控除後包括点数		
公害補償法控除後包括点数		
他医療機関受診費		
歯科診療費		
包括点数の治験減点分		
包括点数の公害補償法減点分		
補正点数(+) 補正点数(-)		
療養担当手当等		
合算薬剤料		
合算薬剤料 △分		
入院時食事・生活療養金額(別掲:円)		
入院時食事療養金額小計		
入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)流動食のみ以外の食事療養を行う場合		
入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)流動食のみを提供する場合		
入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)特別食加算		
入院時食事療養(Ⅰ)(1日につき)食堂加算		
入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき)流動食のみ以外の食事療養を行う場合		
入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき)流動食のみを提供する場合		
入院時生活療養金額小計		
入院時生活療養(Ⅰ)食事療養(1食につき)流動食のみ以外の食事の提供たる療養を行う場合		
入院時生活療養(Ⅰ)食事療養(1食につき)流動食のみを提供する場合		
入院時生活療養(Ⅰ)(1日につき)環境療養		
入院時生活療養(Ⅰ)(1食につき)特別食加算		
入院時生活療養(Ⅰ)(1日につき)食堂加算		
入院時生活療養(Ⅱ)(1食につき)食事療養		
入院時生活療養(Ⅱ)(1日につき)環境療養		
補正金額(+) 補正金額(-)		
入院時食事・生活療養金額		
補正点数(+) 補正点数(-)		
請求点数と決定点数の差		